

証券コード 8703

平成20年6月6日

株 主 各 位

東京都中央区新川一丁目28番25号
カブドットコム証券株式会社
取締役代表執行役社長 齋藤正勝

第9回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第9回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、折り返しご送付くださるか、次頁のご案内に従って電磁的方法により議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成20年6月22日（日曜日）午後1時
2. 場 所 東京都新宿区霞ヶ丘町7番1号
日本青年館大ホール
(会場が昨年と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第9期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役7名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項
 - (1) 議決権行使書用紙のご返送は、平成20年6月21日（土曜日）午後5時までに到着するようにご投函ください。
 - (2) 電磁的方法による議決権行使は、平成20年6月21日（土曜日）午後5時までの受付となります。
 - (3) 電磁的方法によって複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効なものとしします。
 - (4) 議決権行使書用紙並びに電磁的方法により議決権が重複して行使された場合は、電磁的方法による議決権行使を有効なものとしします。

以 上

<<電磁的方法（インターネット等）による議決権行使について>>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご承のうえ、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）より議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。なお、ご不明な点がございましたら、お早めに下記ヘルプデスクへお問い合わせください。

記

1. 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更や、専用の電子証明書の取得（又は携帯電話番号情報の送信）等をお願いすることになります。
2. インターネットによる議決権行使は、株主総会前日の平成20年6月21日（土曜日）の午後5時まで受付いたしますが、集計の都合上、お早めにご行使されますようお願いいたします。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。）
3. 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用であることが必要です。同サービスが利用可能な場合でも、セキュリティ確保のため暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報送信が可能な機種にのみ対応していますので、携帯電話の機種によってはご利用いただけない場合がございます。
（注）「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!ケータイ」はソフトバンクモバイル㈱の商標又は登録商標です。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
0120-173-027（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

以 上

（機関投資家の皆様へ）

株式会社I C Jが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、上記のほか、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

-
- ※ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ※ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://kabu.com>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度の株式市場は、年度末の日経平均株価が12,525円と前事業年度末比27.5%の記録的な下げ相場となり、又、年度内の高値と安値の差も約6,500円と大きく、波乱の年となりました。

日経平均株価は、7月には18,000円台まで上昇する局面がありましたが、7月下旬以降は、米国サブプライムローン問題に端を発した世界同時株安の影響から急落局面となりました。この間、参院選後の国内政局不安の広がりや急激な円高も相まって、他国の株価指数以上の急落に見舞われ15,000円に接近することになりました。

その後、一時的に自律反発する局面もありましたが、10月中旬以降、欧米金融機関の巨額損失計上から世界的金融不安が再燃、更なる円高株安局面を迎え、11月には、日経平均株価は15,000円割れの局面となりました。年明け以降も、1月には米国の景気後退懸念から、3月には米国金融危機からそれぞれ大幅に売り込まれ、3月中旬には11,787円の年度最安値を記録することとなりました。

株価下落を受け、1日当たりの三市場個人委託売買金額は本年3月には平成15年7月以来の8,000億円割れとなり、個人投資家の関与度の高いジャスダック市場においても本年3月には一時1日当たり100億円台まで落ち込みました。又、三市場の信用買い残も前事業年度末比50.2%の減少となるなど、個人投資家の株式投資ブームも一服することになりました。

このような厳しい環境の中、当社の当事業年度末の口座数は622,422口座(前事業年度末562,606口座)、うち信用口座数は58,754口座(前事業年度末53,374口座)と増加いたしました。その増加数は平成19年3月期に比べ低い伸びとなりました。一方、当事業年度末における日経平均株価が前事業年度末比27.5%下落する中、当社の時価ベースの預り資産は10,211億円(前事業年度末12,451億円)と、前事業年度末比18.0%の減少となりました。

当社は『顧客投資成績重視の経営』を経営理念に掲げ、「リスク管理追求型」のコンセプトの下、当事業年度は株券を担保にできる外国為替保証金取引の開始、銀行代理業の顧客向けサービス開始、私設取引システム「kabu.com P T S」の取引時間拡大など、利便性を追求した独自のサービスの提供を行いました。

当事業年度の業績につきましては、前述のとおり株式個人委託売買金額が前事業年度比で低調であったことなどにより株式に係る委託手数料収入は減少いたしました。先物・オプション取引、外国為替保証金取引、投資信託の募集に係る手数料等の増加や金融収支の増加により、当事業年度の営業収益は20,674百万円（前事業年度比1.3%減）、当期純利益は6,006百万円（前事業年度比1.4%減）とほぼ前事業年度並みの水準を確保いたしました。

当事業年度のROE（自己資本当期純利益率）は16.0%となり、当社が目標としている20%を下回りましたが、収益増強や経営効率・資本効率の改善を通じて、20%以上を目指してまいります。

② 設備投資の状況

当社は、コンピューターシステムを自社開発、自社運営しており、又、新規ビジネスへの参入や災害等に備えた事業継続計画（BCP）の実現のために必要な設備投資を続けてきております。当事業年度の設備投資額は2億60百万円で、ソフトウェアを中心とした新規ビジネスに係る投資並びにシステム増強に対して行いました。又、電子計算機等設備拡充のため、支払総額8億72百万円のリース契約を締結いたしました。

③ 資金調達の状況

長期安定的な資金調達手段の拡充のため、当事業年度は三菱東京UFJ銀行をアレンジャーとして、シンジケーション方式の長期借入（5年）200億円を行いました。短期銀行借入及びコール資金借入については借入額を減額し、期末残高は前事業年度末に比べ290億円減少の120億円となりました。

又、今後の資金需要に応じた機動的、安定的な資金調達手段の確保と資金効率の向上を図ることを目的として締結している、シンジケーション方式のコミットメントライン契約を継続し、契約総額を前事業年度に比べ25億円増額の85億円としました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第6期 平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで	第7期 平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで	第8期 平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで	第9期 平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで
営業収益 (受入手数料)	11,725 (9,377)	21,311 (16,887)	20,946 (15,083)	20,674 (13,709)
経常利益	5,891	12,672	11,017	9,955
当期純利益	4,014	9,746	6,088	6,006
1株当たり当期純利益	14,222円84銭	10,211円58銭	6,267円97銭	6,205円83銭
総資産	202,771	380,363	363,771	395,726
純資産	22,264	33,319	37,568	37,414
1株当たり純資産額	70,287円30銭	34,337円22銭	38,509円47銭	39,414円18銭

(注) 第8期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

会社名	資本金	当社に対する 議決権の比率	主要な事業内容
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	1,383,052 百万円	52.0% (52.0%)	傘下子会社及びグループの 経営管理、並びにそれに付 帯する業務
株式会社三菱東京UFJ銀行	996,973 百万円	41.1% ()	銀行業

(注) 1. 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行による平成19年4月を決済日とした当社株式に対する公開買付け並びに平成19年6月に開催された当社定時株主総会における取締役選任の結果、平成19年6月に株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループは当社の関係会社から親会社へと属性が変更となりました。

2. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、当社取締役占到める同行の出身者の割合が過半数を占めておりましたが、平成19年12月を決済日とした当社株式に対する公開買付けの結果、平成19年12月に同行は当社の関係会社から親会社へと属性が変更となりました。なお、当社は同行と証券仲介サービス、銀行代理業務において業務提携を行っております。

3. 「当社に対する議決権の比率」欄の()内は、間接所有する議決権の比率を内数で記載しております。

- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

昨今の株式市場低迷を受けて株式個人委託売買代金が縮小し、収益が伸び悩む厳しい環境の中で、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ傘下の総合金融グループ（以下、「MUF Gグループ」といいます。）としての総合力や当社ならではのIT力を活かした競争力強化により、業界内ポジションの向上を目指すとともに、内部統制／品質管理態勢を強化し強固なビジネス基盤を確立してまいります。

① MUF G連結子会社化に伴う業務提携成果の結実

MUF Gグループ各社との業務提携において、金融商品仲介における口座開設の利便性追求、リアルチャネルとの連携施策の展開、金融商品仲介業者の拡充、ポイント・サービス展開、事務サービスの効率化施策、海外拠点との提携検討などの各種施策を通じて営業面成果の結実につなげていきます。

② 新規業務による競争力強化の追求

スーパー証券口座をマーケティング基軸とした機能強化、評議会組織によるPTS業務の展開、デリバティブ展開の強化、約諾書電子化に伴うワンパック口座開設など、新規業務・サービスの展開を通じて競合他社との競争力強化を図ります。

③ 内部統制／品質管理態勢の強化と強固なビジネス基盤の確立

財務報告に係る内部統制報告制度への本格対応やISO経営フレームワークとの統合、グループ・ベースでの内部統制基盤の整備・高度化を図ります。不公正取引防止が益々重要な課題となる中、引き続き公正取引管理・与信管理等に取り組みます。又、BCP（事業継続計画）の機能を強化していくほか、システム基盤の見直しなどにも取り組みます。そのほか、当事業年度のECS2000（倫理法令遵守マネジメントに関する国内規格）導入に続き、ISO10002：2004（苦情対応マネジメントに関する国際規格）を導入して苦情対応プロセスの高度化に取り組みます。

(5) **主要な事業内容**（平成20年 3月31日現在）

① **株式の取扱業務**

イ. **委託売買業務**

証券取引所において、顧客の注文に従って現物取引及び信用取引の売買を執行する業務

ロ. **募集・売出しの取扱業務**

株式の募集又は売出しにつき、顧客に販売する業務

ハ. **P T S 運営業務**

私設取引システム「kabu.com P T S」の運営業務及び同市場において顧客の売買を執行する業務

② **デリバティブ商品の取扱業務**

イ. **先物・オプション取引の委託売買業務**

証券取引所において、顧客の注文に従って売買を執行する業務

ロ. **カバードワラント取扱業務**

ゴールドマン・サックス証券との提携によるカバードワラント取扱業務

ハ. **外国為替保証金取引**

取引保証金の預託を受けた顧客から外国通貨の注文を受け、相対取引で売買を行う業務

③ **投資信託の取扱業務**

投資信託受益証券及び外国投資信託受益証券の募集の取扱業務

(6) **主要な営業所及び工場**（平成20年 3月31日現在）

本社 東京都中央区新川一丁目28番25号

(7) 使用人の状況（平成20年3月31日現在）

区 分	使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	52名	1名増加	36.8歳	3.5年
女 性	36	6名増加	33.8	3.3
合計又は平均	88	7名増加	35.6	3.4

(注) 使用人数は使用人兼執行役及び臨時使用人（派遣社員）23名は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成20年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	27,425百万円
B N P パ リ バ 証 券 会 社	13,362
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	7,500
ソ ニ ー 銀 行 株 式 会 社	5,000

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

2. 株式の状況（平成20年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 3,330,000株

(2) 発行済株式の総数 975,687株

（注）新株予約権の行使により、発行済株式の総数は108株増加しております。

(3) 株主数 44,337名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	出 資 比 率
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	390,588株	41.14%
三 菱 U F J 証 券 株 式 会 社	103,187	10.87
伊 藤 忠 商 事 株 式 会 社	58,770	6.19
伊 藤 忠 フ ァ イ ナ ン ス 株 式 会 社	22,112	2.32
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	18,610	1.96
チェスマンハッタンバンクジーティーエスクライアントアカウントエスクロウ	18,092	1.90
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	17,137	1.80
バンクオブニューヨークジーシーエムクライアントアカウント トージェイビーアールディアイエスジーエフイーエイシー	13,399	1.41
東 短 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	11,307	1.19
マ イ ク ロ ソ フ ト 株 式 会 社	8,643	0.91

（注）1. 自己株式（26,411株）は、上記大株主からは除外しております。

2. 出資比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成20年3月31日現在）

① 平成15年12月1日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数

87個（新株予約権1個につき9株）

・新株予約権の目的である株式の数

783株

・新株予約権の払込金額

払込を要しない

- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 135,000円（1株当たり 15,000円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1株当たり 7,500円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成18年1月1日から平成22年12月31日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - イ. 新株予約権の割当を受けた者（以下「対象者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、執行役又は使用人の地位を保有していることを要する。
 - ロ. 対象者に、定款又は社内規則に違反する重大な行為があった場合、対象者は、以後新株予約権を行使することができないものとする。
 - ハ. 対象者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できる。かかる相続人の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約（以下「新株予約権割当契約」という。）に定める条件による。
 - ニ. その他の権利行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除き執行役を含む)	87個	783株	2名
社外取締役	—	—	—

② 平成16年3月30日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
57個（新株予約権1個につき9株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
513株
- ・新株予約権の払込金額
払込を要しない
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 201,294円（1株当たり 22,366円）

- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1株当たり 11,183円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成18年5月1日から平成22年12月31日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - イ. 新株予約権の割当を受けた者（以下「対象者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、執行役又は使用人の地位を保有していることを要する。
 - ロ. 対象者に、定款又は社内規則に違反する重大な行為があった場合、対象者は、以後新株予約権を行使することができないものとする。
 - ハ. 対象者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できる。かかる相続人の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約（以下「新株予約権割当契約」という。）に定める条件による。
 - ニ. その他の権利行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除き執行役を含む)	37個	333株	1名
社外取締役	7	63	1

③ 平成18年3月29日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
1,214個（新株予約権1個につき3株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
3,642株
- ・新株予約権の払込金額
払込を要しない
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 981,066円（1株当たり 327,022円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1株当たり 163,511円

- ・新株予約権を行使することができる期間
平成19年7月1日から平成24年6月30日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - イ. 新株予約権の割当を受けた者（以下「対象者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、執行役又は使用人の地位を保有していることを要する。
 - ロ. 対象者に、定款又は社内規則に違反する重大な行為があった場合、対象者は、以後新株予約権を行使することができないものとする。
 - ハ. 対象者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できる。かかる相続人の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約（以下「新株予約権割当契約」という。）に定める条件による。
 - ニ. その他の権利行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除き執行役を含む)	246個	738株	1名
社外取締役	216	648	1

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員の状態

(1) 取締役及び執行役の状態（平成20年3月31日現在）

① 取締役

地 位	氏 名	担 当 及 び 他 の 法 人 等 の 代 表 状 況
取 締 役 会 長	山 下 公 央	監査委員会委員長 指名委員会委員長 報酬委員会委員長
取 締 役 代 表 執 行 役 社 長	齋 藤 正 勝	最高経営責任者（CEO）
取 締 役	渡 辺 喜 宏	指名委員会委員 報酬委員会委員 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ専 務取締役（代表取締役）
取 締 役	笠 松 重 保	監査委員会委員
取 締 役	村 上 敦 士	指名委員会委員 報酬委員会委員
取 締 役	磯 崎 哲 也	監査委員会委員 株式会社磯崎哲也事務所代表取締役
取 締 役	佐 藤 丈 文	監査委員会委員

- (注) 1. 取締役山下公央氏、渡辺喜宏氏、笠松重保氏、村上敦士氏、磯崎哲也氏、佐藤丈文氏は、社外取締役であります。
2. 当事業年度に係る役員の重要な兼職状況は、以下のとおりであります。
- ・取締役渡辺喜宏氏は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの専務取締役を兼務しております。
 - ・取締役笠松重保氏は、三菱UFJ証券株式会社の取締役常務執行役員を兼務しております。
3. 監査委員磯崎哲也氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査委員佐藤丈文氏は、弁護士資格を有しており、企業に関する法律を中心に専門的知見を有しております。

② 執行役

地 位	氏 名	担 当
代表執行役社長	齋 藤 正 勝	最高経営責任者 (CEO)
常 務 執 行 役	白 田 琢 美	営業統括部部長
常 務 執 行 役	雨 宮 猛	業務統括部長 最高財務責任者 (CFO)
常 務 執 行 役	眞 部 則 広	事務統括部部長 最高コンプライアンス責任者 (CCO)
執 行 役	石 川 陽 一	P T S 統括部長
執 行 役	阿 部 吉 伸	システム統括部部長

- (注) 1. 齋藤正勝氏は取締役を兼務しております。
 2. 阿部吉伸氏は平成19年12月26日開催の取締役会において執行役として選任され、平成20年1月1日に就任いたしました。

(2) 取締役及び執行役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 (う ち 社 外 取 締 役 役)	6名 (6)	47百万円 (47)
執 行 役	6	148
合 計	12	196

- (注) 1. 執行役を兼務する取締役1名に対しては、取締役としての報酬を支払っておりません。
 2. 上記のほか、社外取締役が当社親会社又は当該親会社の子会社から受けた役員としての報酬額は57百万円です。

(3) 取締役及び執行役の報酬に関する基本方針

取締役及び執行役の報酬に関する基本方針は、「報酬委員会規程」により以下のとおり定めています。

① 取締役報酬について

取締役の個人別報酬額は、その主な職務が監督機能であることを鑑み、固定報酬のみとし、常勤又は非常勤の別、委員会委員の兼職又は非兼職の別により「報酬委員会規程」に定める金額を上限として、報酬委員会で決定する。

② 執行役報酬について

執行役の個人別報酬額は、生活保障と業績向上へのインセンティブ供与の観点から固定報酬と変動報酬により構成し、定められた金額を上限として役付別の固定報酬額、並びに、変動報酬の具体的な算定式及び個人別の変動報酬額を、報酬委員会で決定する。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の会社との兼任状況（他の会社の業務執行者である場合）及び当社と当該他の会社との関係

- ・取締役渡辺喜宏氏は、平成20年3月31日現在、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの専務取締役（代表取締役）、当事業年度終了後の平成20年4月1日以降は同社の取締役であります。当社は同社の子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行と通常の銀行取引のほか、金融商品仲介業、銀行代理業等の業務提携を行っております。
- ・取締役笠松重保氏は、三菱UFJ証券株式会社の取締役常務執行役員並びに株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの常務執行役員であります。当社は三菱UFJ証券株式会社と新規公開株式等の委託販売等の業務提携を行っております。
- ・取締役村上敦士氏は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの経営企画部副部長であります。当社は同社の子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行と通常の銀行取引等のほか、金融商品仲介業、銀行代理業等の業務提携を行っております。
- ・取締役磯崎哲也氏は、株式会社磯崎哲也事務所の代表取締役であります。なお、当社と株式会社磯崎哲也事務所との間には特別の関係はありません。
- ・取締役佐藤丈文氏は、西村あさひ法律事務所のパートナー弁護士であります。当社と西村あさひ法律事務所との間には特別の関係はありません。

② 他の会社の社外役員の兼任状況

- ・取締役渡辺喜宏氏は、三菱UFJ証券株式会社の社外取締役であります。
- ・取締役磯崎哲也氏は、株式会社ミクシィの社外監査役を兼務しております。

③ 主要取引先等特定事業関係者との関係

該当事項はありません。

④ 当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会等への出席状況及び発言内容

氏名	出席状況及び発言内容
取締役 山下 公央	当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席し、又、当事業年度開催の監査委員会14回の全てに出席し、取締役会議長、監査委員会委員長として議案の上程や議案審議等に必要発言を適宜行っております。
取締役 渡辺 喜宏	選任後に開催された10回取締役会のうち8回に出席し、当社親会社のリスク管理担当役員として、当社への経営指導的見地から発言を行っております。
取締役 笠松 重保	選任後に開催された10回取締役会のうち8回に出席し、又、同11回の監査委員会のうち8回に出席し、証券会社のコンプライアンス担当役員として、当社への経営指導的見地から発言を行っております。
取締役 村上 敦士	選任後に開催された10回取締役会のうち9回に出席し、当社親会社の経営企画部署の立場より、当社への経営指導的見地から発言を行っております。
取締役 磯崎 哲也	当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席し、又、当事業年度開催の監査委員会14回の全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。
取締役 佐藤 丈文	当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席し、又、当事業年度開催の監査委員会14回のうち13回に出席し、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

(注) 磯崎哲也氏及び佐藤丈文氏については、株式会社三菱東京UFJ銀行による当社株式への2回目の公開買付けに関して組成された特別委員会（両氏と志賀こず江氏の3名により構成）の委員であり、公認会計士又は弁護士の専門的見地から当該公開買付けに関する事項を特別委員会協議し、当社が平成19年11月14日開催の取締役会決議を経て公表した「当社株式に対する公開買付けに関する意見表明」の基礎となる報告書を取締役に提出しております。又、上記の平成19年11月14日開催の取締役会について、特別利害関係者に該当する可能性を考慮し、山下公央氏は出席したものの決議に参加しておらず、渡辺喜宏氏、笠松重保氏、村上敦士氏は欠席しております。

ロ. 社外取締役の意見により変更された事業の方針又はその他の事項
該当事項はありません。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 (注) 23百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 30百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である四半期の財務情報開示に係る相談業務及び財務報告に係る内部統制に関する助言・指導業務を委託し、対価を払っています。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査委員全員の同意に基づき監査委員会が、会計監査人を解任します。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

監査委員会は、会計監査人の当社からの独立性、会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制その他を考慮して再任若しくは不再任の決定を行います。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主利益の最大化を重要な経営目標としております。信用取引拡大等に備えた財務体質の強化とコンピューターシステムへの投資等、将来の事業拡大に必要な投資のための内部留保を引き続き確保し、それらの効果によるROEの向上を通じての1株当たりの利益水準の増加を推進してまいります。同時に配当性向30%程度の配当を経営目標に置き、内部留保とのバランスを考慮に入れながら利益配分を行います。

この方針に基づき、当事業年度の期末配当については、配当性向32.2%となる1株当たり2,000円といたします。（平成20年5月21日開催の取締役会決議）

なお、当社は、平成19年8月29日並びに平成20年1月24日開催の取締役会において自己の株式を取得することをそれぞれ決議し、合計30,000株の市場買付を実施いたしました。当社としては、上記の配当方針に加え、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策遂行を可能にし、資本効率の向上及び株主への利益還元を推進するため自己株式の取得を決定したものです。

これにより、当事業年度の配当総額と上記自己株式取得額（ストック・オプション行使に伴う処分額を控除）とを合計した還元率は、当期純利益の85.8%（純資産（期首・期末平均）の13.7%）に達することになります。

7. 業務の適正を確保するための体制

当社は、監査委員会の職務の執行のため必要な事項及び執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要な体制について、平成20年4月23日開催の取締役会にて一部改訂をいたしました。その内容は以下のとおりであります。

① 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査委員会の職務を補助すべき組織として内部監査室を設置しております。

② ①の取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

内部監査室は、監査委員会の監督下にあり、代表執行役及び業務執行部門から完全に独立した組織とし、その設置及び廃止に関する権限は取締役会に属するものとしております。又、内部監査室長の任免並びに報酬は取締役会が決定し、その指揮権は監査委員会に属するものとしております。

③ 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

執行役又は使用人は以下の事項について監査委員又は監査委員会に報告する体制としております。

- ・当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、その事実
- ・監査委員会又は内部監査室から受領した改善要請に対する是正状況
- ・行政当局、取引所、証券業協会等が当社に対し行った検査、考査、監査の結果の内容
- ・行政当局、取引所、証券業協会等から処分を受けた場合にはその処分内容
- ・業務執行部門で実施した品質監査の結果
- ・業務執行の妥当性、適法性に疑義があると思われる事項が生じた場合には、その事項
- ・その他監査委員会又は監査委員会が選定する監査委員（以下、「選定監査委員」。）が定めた事項

④ その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査委員会を構成する取締役は、取締役会決議により定め、その員数は3名以上とし、その過半数は社外取締役であって執行役でない者でなければならないとしております。加えて、監査委員会は、必要に応じ、説明又は意見陳述のために取締役、執行役、担当管理職その他の社員を監査委員会に出席させることができるなど監査が実効的に行われることを確保する体制としております。なお、選定監査委員は以下の権限を有することとしております。

- ・取締役若しくは執行役及び支配人その他使用人に対する職務の執行に関する事項の報告の請求
- ・当社の業務及び財産の状況の調査
- ・監査委員会の職務を執行するため必要があるときの当社の子会社に対する事業の報告の請求
- ・監査委員会の職務を執行するため必要があるときの子会社の業務及び財産の状況の調査
- ・取締役会の招集
- ・監査委員会が会計監査人を解任したときの株主総会に対する解任の事実及び解任理由の報告
- ・監査委員会の職務を行うため必要があるときの会計監査人に対する会計監査に関する報告の請求
- ・当会社と執行役又は取締役との間の訴えに係る訴訟の代表（監査委員が当該訴えの当事者である場合を除く。）
- ・調査の実施にあたり必要な場合の弁護士、公認会計士、コンサルタント及びその他の外部アドバイザーの任用

⑤ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

MUFG倫理綱領を採択するなど、法令等遵守・リスク管理等の内部統制に関して親会社における統括組織と適切に連携し、企業集団における業務の適正を確保する体制を構築しております。

又、親会社より取締役の派遣を受けておりますが、利益相反等の可能性に留意した取締役会運営を行うこととしております。

⑥ 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

執行役は、職務執行に係る情報を文書又は電子的媒体により保存を行う体制とし、文書の保存期間その他の管理体制については当社の規則に規定しております。又、監査委員会又は選定監査委員が求めたときは、執行役はいつでも文書を閲覧に供す体制としております。

⑦ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

期初にリスク管理方針を制定し、リスクの認識、把握、リスクコントロール、報告を行う体制としております。又、リスクの算定方法等、リスク算定基準、リスク算定等に係る内部管理体制の整備方法、リスク算定等にかかる基礎データの管理方法を当社規定に定めております。

⑧ 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表執行役・役付執行役・執行役の職務・権限・責任等を定め、執行役の職務が効率的に行われることを確保する体制としております。具体的には、執行役社長が最高責任者として取締役会から委任された業務執行に係る事項を統括し、業務執行の重要な事項については代表執行役を含む常務執行役以上の役付執行役で構成する経営会議により決定することとしております。又、執行役は経営会議決議事項並びに業務執行に係る事項につき執行役社長を補佐して業務を執行することとしております。

⑨ 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「MUF G 倫理綱領」「倫理規程」や「コンプライアンスマニュアル」等の「コンプライアンス規程」において、反社会的勢力との対決を含め、法令、自主規制機関の定款・諸規則、取引所規則、当社の定款・諸規程や社会規範の遵守を定め、コンプライアンス研修等によりその周知徹底を図っております。又、「コンプライアンスプログラム」に基づき、各期の方針・重点課題を・施策を制定し、その実践により法令遵守を確保する体制としております。加えて、品質管理委員会による「第一者監査」、内部監査室による「第二者監査」において、法令等の遵守状況を検証しております。

⑩ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

金融商品取引法の定めに従い、財務報告に係る内部統制に関する手順・文書を定め、全社レベル並びに業務プロセスレベルの統制活動の強化を通じて、財務報告の信頼性と適正性を確保する体制としております。

貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	388,290	流 動 負 債	336,441
現金・預金	47,962	信用取引負債	64,369
預託金	213,267	信用取引借入金	43,855
トレーディング商品	1	信用取引貸証券受入金	20,514
信用取引資産	104,735	有価証券担保借入金	16,498
信用取引貸付金	95,918	預り金	127,886
信用取引借証券担保金	8,816	受入保証金	112,923
立替金	270	短期借入金	12,000
募集等払込金	200	未払金	191
短期差入保証金	19,707	未払費用	556
先物取引差金勘定	434	未払法人税等	2,015
前払金	12	固 定 負 債	20,000
前払費用	91	長期借入金	20,000
未収収益	1,451	特別法上の準備金	1,870
繰延税金資産	141	証券取引責任準備金	1,870
その他	14	負 債 合 計	358,311
貸倒引当金	△0	純 資 産 の 部	
固 定 資 産	7,436	株 主 資 本	37,138
有 形 固 定 資 産	185	資本金	7,196
建物	184	資本剰余金	11,913
器具・備品	0	資本準備金	11,913
無 形 固 定 資 産	1,906	利 益 剰 余 金	21,284
ソフトウェア	1,895	その他利益剰余金	21,284
電話加入権	10	繰越利益剰余金	21,284
投資その他の資産	5,344	自 己 株 式	△3,256
投資有価証券	2,918	評価・換算差額等	276
出資金	2	その他有価証券評価差額金	276
長期貸付金	0	純 資 産 合 計	37,414
長期差入保証金	231	負 債 純 資 産 合 計	395,726
長期前払費用	57		
繰延税金資産	1,114		
その他	1,685		
貸倒引当金	△665		
資 産 合 計	395,726		

損 益 計 算 書

(自 平成19年 4月 1日)
(至 平成20年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営 業 収 益	20,674
受 入 手 数 料	13,709
ト レ ー デ ィ ン グ 損 益	△1
金 融 収 益	6,965
金 融 費 用	1,374
純 営 業 収 益	19,299
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費	9,359
営 業 利 益	9,940
営 業 外 収 益	109
営 業 外 費 用	95
経 常 利 益	9,955
特 別 利 益	569
貸 倒 引 当 金 戻 入	37
投 資 有 価 証 券 売 却 益	532
特 別 損 失	348
証 券 取 引 責 任 準 備 金 繰 入	299
投 資 有 価 証 券 評 価 損	49
税 引 前 当 期 純 利 益	10,176
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4,328
法 人 税 等 調 整 額	△158
当 期 純 利 益	6,006

株主資本等変動計算書

（自 平成19年 4月 1日）
（至 平成20年 3月 31日）

（単位：百万円）

	株主資本					評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	
		資本準備金	その他利益 剰余金				
			繰越利益 剰余金				
平成19年3月31日 残高	7,195	11,912	17,617	△1	36,724	844	37,568
事業年度中の変動額							
ストック・オプション/ 新株の発行	1	1			2		2
剰余金の配当			△1,951		△1,951		△1,951
当期純利益			6,006		6,006		6,006
自己株式の取得				△3,698	△3,698		△3,698
自己株式の処分			△388	443	55		55
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）						△567	△567
事業年度中の変動額合計	1	1	3,666	△3,255	414	△567	△153
平成20年3月31日 残高	7,196	11,913	21,284	△3,256	37,138	276	37,414

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) トレーディング商品に属する有価証券（売買目的有価証券）等の評価基準及び評価方法

① トレーディングの目的及び範囲

当社の行うトレーディング業務は、委託取引の円滑な執行を目的としております。

トレーディング業務において取り扱う主要な商品は、株式、投資信託受益証券、カバードワラント、株式に係る先物取引及びオプション取引であります。

② 評価基準及び評価方法 時価法

(2) トレーディング商品に属さない有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

① 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価との評価差額を全部純資産直入する方法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

② 時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、貸借対照表については持分相当額を純額で、損益計算書については各損益項目の持分相当額を計上する方法によっております。

(3) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産 定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物	10年～15年
器具・備品	6年～8年

② 無形固定資産

ソフトウェア

社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法

長期前払費用

定額法

(4) 引当金及び準備金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 証券取引責任準備金 証券事故による損失に備えるため、旧証券取引法第51条の規定に基づき、「旧証券会社に関する内閣府令」第35条に定めるところにより算出した金額を計上しております。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

ただし、資産に係る控除対象外消費税等は「繰延消費税（投資その他の資産のその他）」に計上し5年間で均等償却しております。

(7) 会計方針の変更

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	100百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権・債務	
①金銭債権	47,648百万円
②金銭債務	7,544百万円
(3) 差入れている有価証券及び差入れを受けている有価証券の時価は次のとおりであります。	
①差入れている有価証券	
イ 信用取引貸証券	20,553百万円
ロ 信用取引借入金の本担保証券	45,185百万円
ハ 消費貸借契約により貸し付けた有価証券	16,179百万円
ニ 差入保証金代用有価証券	69,595百万円
②差入れを受けている有価証券	
イ 信用取引貸付金の本担保証券	75,848百万円
ロ 信用取引借証券	8,734百万円
ハ 消費貸借契約により借り入れた有価証券	10,999百万円
ニ 受入保証金代用有価証券	150,487百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業収益	57百万円
② 金融費用	109百万円
③ 販売費・一般管理費	273百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	975,579株	108株	一株	975,687株

(注) 発行済株式の総数の増加108株は、新株予約権の行使によるものであります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	9株	30,001株	3,600株	26,411株

(注) 1. 自己株式の株式数の増加30,001株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加30,000株、端株の買取りによる増加1株であります。

2. 自己株式の株式数の減少3,600株は、新株予約権の行使によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成19年5月24日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	1,951百万円
・1株当たり配当額	2,000円
・基準日	平成19年3月31日
・効力発生日	平成19年6月11日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

平成20年5月21日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	1,898百万円
・1株当たり配当額	2,000円
・基準日	平成20年3月31日
・効力発生日	平成20年6月9日

(4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

	第 1 回 新 株 予 約 権 Aストック・オプション・プラン (平成15年12月31日発行)	第 1 回 新 株 予 約 権 Bストック・オプション・プラン (平成16年4月30日発行)
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	783株	513株
	第 2 回 新 株 予 約 権 Aストック・オプション・プラン (平成18年3月31日発行)	
目的となる株式の種類	普通株式	
目的となる株式の数	3,642株	

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
証券取引責任準備金	760百万円
投資有価証券	189百万円
未払事業税	159百万円
貸倒引当金	265百万円
その他	158百万円
繰延税金資産合計	1,533百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	277百万円
繰延税金負債合計	277百万円
繰延税金資産の純額(流動)	141百万円
繰延税金資産の純額(固定)	1,114百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因

となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	40.7%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%
その他	△0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.0%

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
器具・備品	2,600	1,460	1,139
ソフトウェア	990	546	444
合計	3,591	2,007	1,583

(2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

1年内	771百万円
1年超	889百万円
合計	1,661百万円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	1,010百万円
減価償却費相当額	949百万円
支払利息相当額	55百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	(株)三菱東京UFJ銀行	996,973	銀行業	(被所有) 41.1	—	銀行 取引	短期借入 長期借入 支払利息 支払手数料	— 2,500 95 7	短期借入金 長期借入金 未払費用 前払費用	5,000 2,500 2 27
									長期 前払費用	51

- (注) 1. 短期借入金の取引金額については、借入期日の更新によるものでありかつ金額が多額であるため記載しておりません。なお、借入の利率については、他金融機関からの借入利率を参考に、決定しております。
2. 当社は株式会社三菱東京UFJ銀行をアレンジャーとしてシンジケーション方式のコミットメントライン契約を締結しており、同行との契約金額は4,000百万円であります。なお、当期末における当該契約に基づく借入残高はありません。
3. 上記の他、預金取引がありますが、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引であるため、記載しておりません。

(2) 兄弟会社等

属 性	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
					役員 の 兼任等	事業上 の 関係				
親会社 の子会 社	三菱UFJ信 託銀行(株)	324,279	信託 銀行業	(被所有) 0.0	-	銀行 取引	金銭信託	-	預託金	146,007
							支払 手数料	14	未払費用	28
							短期借入	-	短期 借入金	1,000
							支払利息	4		

- (注) 1. 短期借入金の取引金額については、借入期日の更新によるものでありかつ金額が多額であるため記載しておりません。なお、借入の利率については、他金融機関からの借入利率を参考に、決定しております。
2. 金銭信託の取引金額については、顧客分別金必要額の差替を日々行っているものでありかつ金額が多額であるため記載しておりません。
3. 上記の他、預金取引がありますが、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引であるため、記載しておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 39,414円18銭
- (2) 1株当たり当期純利益 6,205円83銭
- (3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 6,178円11銭
- (4) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期

純利益金額の算定基礎

1株当たり当期純利益

①普通株式に係る当期純利益

イ損益計算上の当期純利益 6,006百万円

ロ普通株主に帰属しない金額 一百万円

ハ差引普通株式に係る当期純利益 6,006百万円

②普通株式の期中平均株式数 967,802株

潜在株式調整後1株当たり当期純利益

①当期純利益調整額 一百万円

②普通株式増加数 4,342株

うち新株予約権 4,342株

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成20年5月13日

カブドットコム証券株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員 公認会計士 御子柴 顯 (印)

指定社員 業務執行社員 公認会計士 美久羅 和美 (印)

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、カブドットコム証券株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査委員会の監査報告

監査委員会監査報告書

当監査委員会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第9期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告します。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている会社の内部統制にかかる体制全般の状況について監視及び検証し、かつ取締役会が定めた監査委員会規程、内部監査基本規程の基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制にかかる体制全般に関する取締役会の決議の内容は相当と認めます。また、当該内部統制にかかる体制全般に関する取締役会及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年5月20日

カブドットコム証券株式会社 監査委員会

監査委員長	山下	公央	Ⓔ
監査委員	笠松	重保	Ⓔ
監査委員	磯崎	哲也	Ⓔ
監査委員	佐藤	丈文	Ⓔ

(注) 監査委員山下公央、笠松重保、磯崎哲也、佐藤丈文は会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第65号）の施行により、「証券取引法」（昭和23年法律第25号）が「金融商品取引法」に平成19年9月30日付で改組されたことに伴い、必要な加除修正を行うものであります。（変更案第2条）
- (2) 今後の事業展開に備えるため、新たな事業目的を追加するものであります。（変更案第2条）
- (3) 指名委員会、報酬委員会及び監査委員会の各委員会規程を定める機関について所要の変更を行うものであります。（変更案第35条）
- (4) その他、現行定款について、文言の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
<p>（目的）</p> <p>第2条 (省略)</p> <p>1 有価証券の売買、<u>有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引および外国市場証券先物取引</u>（以下「有価証券の売買等」という。）</p> <p>2 有価証券の売買等の媒介、取次ぎおよび代理ならびに<u>有価証券市場（外国有価証券市場を含む。）</u>における有価証券の売買等の委託の媒介、取次ぎおよび代理 (新 設)</p>	<p>（目的）</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>1 有価証券の売買、<u>市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引</u>（以下「有価証券の売買等」という。）</p> <p>2 有価証券の売買等の媒介、取次ぎ又は代理</p> <p>3 <u>金融商品市場（外国金融商品市場を含む。）</u>における有価証券の売買等の委託の媒介、取次ぎ又は代理</p>

現行定款	変更案
<p><u>3</u> <u>取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国有価証券市場における有価証券の売買又は外国証券市場証券先物取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理</u></p>	<p><u>4</u> <u>取引所金融商品市場における有価証券の売買、市場デリバティブ取引、外国金融商品市場における有価証券の売買又は外国証券市場デリバティブ取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理</u></p>
<p><u>4</u> <u>有価証券先渡取引、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等スワップ取引又はこれらの取引の媒介、取次ぎ若しくは代理</u></p>	<p><u>5</u> <u>店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理</u></p>
<p><u>5</u> <u>有価証券の引受けおよび売出し</u></p>	<p><u>6</u> <u>有価証券の引受け及び売出し</u></p>
<p><u>6</u> <u>有価証券の募集および売出しの取扱い</u></p>	<p><u>7</u> <u>有価証券の募集及び売出しの取扱い</u></p>
<p><u>7</u> (省 略)</p>	<p><u>8</u> (現行どおり)</p>
<p><u>8</u> <u>電子情報処理組織を使用した有価証券の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理</u></p>	<p><u>9</u> <u>電子情報処理組織を使用して、同時に多数の者を一方の当事者又は各当事者として、一定の売買価格の決定方法によって行う有価証券の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理</u></p>
<p><u>9～13</u> (省 略)</p>	<p><u>10～14</u> (現行どおり)</p>
<p><u>14</u> <u>証券投資信託および証券投資法人に関する有価証券に係る収益金、償還金又は解約金の支払に係る業務の代理</u></p>	<p><u>15</u> <u>投資信託又は投資法人に関する有価証券に係る収益金、償還金又は解約金の支払に係る業務の代理</u></p>
<p><u>15</u> <u>証券投資信託および証券投資法人に関する有価証券に係る金銭の分配、払戻金又は残余財産の分配に係る業務の代理</u></p>	<p><u>16</u> <u>投資信託又は投資法人に関する有価証券に係る金銭の分配、払戻金又は残余財産の分配に係る業務の代理</u></p>
<p><u>16、17</u> (省 略)</p>	<p><u>17、18</u> (現行どおり)</p>
<p><u>18</u> <u>他の証券会社、外国証券会社又は登録金融機関の業務の代理</u></p>	<p><u>19</u> <u>他の金融商品取引業者、外国金融商品取引業者又は登録金融機関の業務の代理</u></p>
<p><u>19</u> <u>有価証券に係る投資顧問業務又は投資一任契約に係る業務</u></p>	<p><u>20</u> <u>投資顧問契約又は投資一任契約に係る業務</u></p>

現行定款	変更案
20 証券投資信託委託業務	21 投資信託委託業務
21 金融先物取引業務	(削 除)
22 (省 略)	22 (現行どおり)
23 証券投資信託に関するコンサルティング業務	23 投資信託に関するコンサルティング業務
24 公社債の払込金の受入れおよび元利金支払いの代理業務	24 公社債の払込金の受入れ又は元利金支払いの代理業務
25 (省 略)	25 (現行どおり)
26 生命保険の募集および損害保険代理店業務	26 生命保険の募集又は損害保険代理店業務
27～29 (省 略)	27～29 (現行どおり)
30 情報処理サービスおよび情報提供サービス業務	30 情報処理サービス及び情報提供サービス業務
31 その他証券業に関連する業務	(削 除)
32～35 (省 略)	31～34 (現行どおり)
36 融資、保証および債権買取を含めた信用供与とその斡旋ならびに仲介	35 融資、保証若しくは債権買取を含めた信用供与とその斡旋又は仲介
37 (省 略)	36 (現行どおり)
(新 設)	37 貸金業
(新 設)	38 前各号の業務のほか、金融商品取引法その他の法律により金融商品取引業者が営むことができる業務
38 前各号に付帯する業務	39 その他前各号に付随又は関連する一切の業務
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第8条 (省 略)	第8条 (現行どおり)
② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。	② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

現行定款	変更案
<p>③ 本会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成および備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においてはこれを取扱わない。</p> <p>（株式取扱規則）</p> <p>第9条 本会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>（招集権者および議長）</p> <p>第12条 （省 略）</p> <p>② 前項の規定により定められた者に事故があるときは、取締役会の決議によって予め定めた順序により他の取締役がこれを招集し、または議長となる。</p> <p>（株主総会の参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</p> <p>第13条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主（実質株主を含む。以下同じ。）に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>③ 本会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においてはこれを取扱わない。</p> <p>（株式取扱規則）</p> <p>第9条 本会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>（招集権者及び議長）</p> <p>第12条 （現行どおり）</p> <p>② 前項の規定により定められた者に事故があるときは、取締役会の決議によって予め定めた順序により他の取締役がこれを招集し、又は議長となる。</p> <p>（株主総会の参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</p> <p>第13条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主（実質株主を含む。以下同じ。）に対して提供したものとみなすことができる。</p>

現行定款	変更案
(決議の方法)	(決議の方法)
<p>第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p>
② (省 略)	② (現行どおり)
(議決権の代理行使)	(議決権の代理行使)
第15条 (省 略)	第15条 (現行どおり)
<p>② 前項の場合、株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を、本会社に提出しなければならない。</p>	<p>② 前項の場合、株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を、本会社に提出しなければならない。</p>
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役及び取締役会
(取締役の任期)	(取締役の任期)
第21条 (省 略)	第21条 (現行どおり)
<p>② 増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>② 増員又は任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>
(取締役会の権限)	(取締役会の権限)
<p>第23条 取締役会は、会社法第416条第1項に定める業務執行の決定ならびに執行役および取締役の職務の執行の監督を行う。ただし、取締役会は、会社法第416条第4項に掲げる事項以外の業務執行の決定を執行役に委任することができる。</p>	<p>第23条 取締役会は、会社法第416条第1項に定める業務執行の決定並びに執行役及び取締役の職務の執行の監督を行う。ただし、取締役会は、会社法第416条第4項に掲げる事項以外の業務執行の決定を執行役に委任することができる。</p>
(取締役会の招集権者および議長)	(取締役会の招集権者及び議長)
第24条 (省 略)	第24条 (現行どおり)
②～④ (省 略)	②～④ (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(取締役会決議の省略)</p> <p>第28条 本会社は、取締役会の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>	<p>(取締役会決議の省略)</p> <p>第28条 本会社は、取締役会の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p>
<p>(員数等)</p> <p>第33条 (省 略)</p> <p>② (省 略)</p> <p>③ 監査委員会の委員は、本会社もしくは本会社の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)の執行役もしくは業務執行取締役または本会社子会社の会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)もしくは支配人その他の使用人でない者とする。</p>	<p>(員数等)</p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 監査委員会の委員は、本会社若しくは本会社の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)の執行役若しくは業務執行取締役又は本会社子会社の会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)若しくは支配人その他の使用人でない者とする。</p>
<p>(委員会規程)</p> <p>第35条 委員会に関する事項は、法令、本定款または取締役会に定めるもののほか、各委員会において定める委員会規程による。</p>	<p>(委員会規程)</p> <p>第35条 委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める委員会規程による。</p>
<p>(代表執行役および役付執行役)</p> <p>第38条 (省 略)</p> <p>② (省 略)</p>	<p>(代表執行役及び役付執行役)</p> <p>第38条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>③ 執行役の職務の分掌<u>および</u>指揮命令関係その他の執行役の相互の関係に関する事項は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>(執行役規程)</p> <p>第41条 執行役に関する事項は、法令<u>または</u>本定款のほか、取締役会において定める執行役規程による。</p> <p>(選任<u>および</u>任期)</p> <p>第43条 (省 略)</p> <p>②、③ (省 略)</p> <p>(剰余金の配当等)</p> <p>第45条 (省 略)</p> <p>② 本会社は、毎年3月31日<u>または</u>9月30日の最終の株主名簿に記載<u>または</u>記録された株主<u>または</u>登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当を行う。</p> <p>③ (省 略)</p> <p>附 則</p> <p>(端株の取扱い)</p> <p>第1条 (省 略)</p> <p>② 名義書換代理人<u>および</u>その事務取扱場所は、株主名簿管理人<u>および</u>その事務取扱場所と同じとする。</p> <p>③ 本会社の端株原簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、端株原簿への記載<u>または</u>記録、端株の買取りその他端株に関する事務は名義書換代理人に委託し、本会社においては取扱わない。</p>	<p>③ 執行役の職務の分掌<u>及び</u>指揮命令関係その他の執行役の相互の関係に関する事項は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>(執行役規程)</p> <p>第41条 執行役に関する事項は、法令<u>又は</u>本定款に定めるもののほか、取締役会において定める執行役規程による。</p> <p>(選任<u>及び</u>任期)</p> <p>第43条 (現行どおり)</p> <p>②、③ (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等)</p> <p>第45条 (現行どおり)</p> <p>② 本会社は、毎年3月31日<u>又は</u>9月30日の最終の株主名簿に記載<u>又は</u>記録された株主<u>又は</u>登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当を行う。</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>(端株の取扱い)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>② 名義書換代理人<u>及び</u>その事務取扱場所は、株主名簿管理人<u>及び</u>その事務取扱場所と同じとする。</p> <p>③ 本会社の端株原簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、端株原簿への記載<u>又は</u>記録、端株の買取りその他端株に関する事務は名義書換代理人に委託し、本会社においては取扱わない。</p>

現行定款	変更案
<p>④ 本会社の端株に関する取扱い<u>ならびに</u>手数料は、法令<u>または</u>本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>④ 本会社の端株に関する取扱い<u>及び</u>手数料は、法令<u>又は</u>本定款に<u>定めるもの</u>のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p>⑤ 本会社は、毎年3月31日<u>または</u>9月30日の最終の端株原簿に記載<u>または</u>記録された端株主に対して金銭による剰余金の配当を行う。</p>	<p>⑤ 本会社は、毎年3月31日<u>又は</u>9月30日の最終の端株原簿に記載<u>又は</u>記録された端株主に対して金銭による剰余金の配当を行う。</p>
<p>⑥ (省 略)</p>	<p>⑥ (現行どおり)</p>

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、指名委員会の決定に基づき取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社株式の数
1	山下 公央 (昭和26年2月18日生)	昭和49年4月 ㈱三和銀行入行 平成10年4月 同行 市場リスク管理部長 平成12年4月 同行 総合リスク管理部長 平成13年4月 ㈱UFJホールディングス 総合リスク管理部長 平成14年1月 同社 リスク統括部長 平成15年7月 ㈱UFJ銀行 総合リスク管理部長を兼務 平成16年7月 ㈱UFJホールディングス 執行役員 リスク統括部・コンプライアンス統括部担当 平成17年5月 同社 執行役員 平成17年6月 当社 取締役会長（現職） ＜当社における地位、担当＞ 指名委員会委員長、報酬委員会委員長、 監査委員会委員長、選定監査委員	26株
2	齋藤 正勝 (昭和41年5月13日生)	平成元年4月 野村システムサービス㈱入社 平成5年8月 第一証券㈱入社 平成10年10月 伊藤忠商事㈱入社 オンライン証券設立プロジェクトに参画 平成11年6月 日本オンライン証券㈱設立に伴い同社入社 情報システム部長 平成11年9月 同社 取締役 平成13年4月 当社 執行役員情報システム部長 平成14年5月 当社 最高業務執行責任者 平成15年6月 当社 代表取締役COO 平成16年6月 当社 代表執行役社長 平成17年6月 当社 取締役兼代表執行役社長（現職）	2,778株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当 社株式の数
3	玉 越 良 介 (昭和22年7月10日生)	昭和45年5月 ㈱三和銀行入行 平成9年6月 同行 取締役 平成11年6月 同行 常務執行役員 平成14年1月 ㈱UFJ銀行 専務執行役員 平成14年5月 同行 副頭取執行役員 平成14年6月 同行 取締役副頭取執行役員 平成16年5月 同行 取締役会長 平成16年6月 ㈱UFJホールディングス 取締役社 長 平成17年10月 ㈱三菱UFJフィナンシャル・グルー プ 取締役会長 (現職) 平成18年1月 ㈱三菱東京UFJ銀行 取締役副会長 <他の会社の代表状況> ㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ 取締役会長	—
4	佐 野 三 郎 (昭和24年5月24日生)	昭和48年4月 ㈱東京銀行入行 平成12年6月 ㈱東京三菱銀行 取締役ニュー ヨーク支店長 平成13年5月 同行 取締役人事室長兼キャリア 開発センター所長 平成13年6月 同行 執行役員人事室長兼キャリ ア開発センター所長 平成14年2月 同行 執行役員人事室長兼キャリ ア開発室長 平成16年5月 同行 常務執行役員名古屋支社長 平成18年1月 ㈱三菱東京UFJ銀行 常務執行役員 名古屋営業本部長 平成20年4月 ㈱三菱UFJフィナンシャル・グルー プ 専務執行役員 (現職)	—

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当 社株式の数
5	前田 孝治 (昭和28年7月21日生)	昭和52年4月 ㈱三和銀行入行 平成12年7月 三和証券㈱ 執行役員企画部長 平成12年10月 同社 執行役員経営企画部長兼人事部長 平成13年7月 UFJキャピタルマーケット証券 ㈱ 執行役員経営管理グループ長 平成14年6月 UFJつばさ証券㈱ 理事人事部長 平成15年4月 同社 執行役員総合企画部、財務 部、人事部担当兼総合企画部長 平成15年6月 当社 取締役 平成16年8月 UFJつばさ証券㈱ 常務執行役員総 合企画部、統合企画室、法務部、財 務部、人事部担当兼総合企画部長 平成17年6月 当社 取締役退任 平成17年10月 三菱UFJ証券㈱ 常務執行役員経営 企画部、人事部副担当 平成18年6月 同社 取締役常務執行役員企画本 部長 平成19年6月 同社 取締役常務執行役員事務・シ ステム本部長 (現職)	—
6	磯崎 哲也 (昭和36年8月26日生)	昭和59年4月 ㈱長銀経営研究所入社 平成4年8月 公認会計士登録 平成7年4月 ㈱長銀総合研究所に転籍 産業調 査第二部インターネット金融・技 術担当 平成10年10月 伊藤忠商事㈱入社 嘱託・オンライ ン証券会社設立準備担当 平成11年7月 ネットイヤーグループ㈱入社 財 務責任者 平成13年7月 磯崎哲也事務所代表 (現職) 平成15年6月 当社 監査役 平成16年6月 当社 取締役 (現職) <当社における地位、担当> 監査委員会委員、選定監査委員 <他の会社の代表状況> ㈱磯崎哲也事務所代表取締役	72株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当 社株式の数
7	佐藤 丈文 (昭和45年8月9日生)	平成7年3月 最高裁判所司法研修所卒業 平成7年4月 第一東京弁護士会登録 西村総合 法律事務所入所 平成14年5月 米国コロンビア大学ロースクール (LL.M.) 卒業 平成14年8月 米国ニューヨークDebevoise & Plimpton法律事務所勤務 平成15年3月 米国ニューヨーク州弁護士登録 平成15年6月 西村総合法律事務所復職 平成16年1月 西村ときわ法律事務所 パート ナー弁護士 平成17年6月 当社 取締役(現職) 平成19年7月 西村あさひ法律事務所 パート ナー弁護士(現職) <当社における地位、担当> 監査委員会委員	—

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間にいずれも特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者山下公央氏、玉越良介氏、佐野三郎氏、前田孝治氏、磯崎哲也氏及び佐藤丈文氏は、社外取締役候補者であります。
3. 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ並びにその子会社及び関連会社は、会社法施行規則第2条第3項第19号に規定する当社の特定関係事業者該当しており、各社外取締役候補者と株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループを含む特定関係事業者との関係については注記4.(1)～(6)の各④に記載しております。
4. 各社外取締役候補者の「①社外取締役として選任した理由」「②本株主総会の終結時における当社の社外取締役に就任してからの在任期間」「③他の会社の役員として在任中の当該他の会社における法令又は定款に違反する事実、又、その他不当な業務執行が行われた事実」「④特定関係事業者との関係」は、以下のとおりであります。

(1) 山下公央氏(再任)

①同氏を社外取締役候補者として選任した理由は、銀行及び銀行持株会社において、支店長、デリバティブズ会社社長、リスク管理部長及びリスク管理・コンプライアンス担当役員等を歴任し、企業経営、リスク管理・内部統制に精通していることから、これらの専門的知識や業務経験を取締役会による経営監督に活用することで、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したためであります。

なお、当社社外取締役として在任期間中については、取締役会長として取締役会の適切な運営に加え、専門的知識や業務経験を活かし、当社の経営管理・リスク管理の高度化・内部統制の強化等に社外取締役として貢献していただいております。

②同氏の社外取締役の在任期間は、本株主総会の終結の時をもって3年となります。

③該当事項はございません。

④同氏は、平成14年1月から平成17年5月まで、株式会社UFJホールディングス（現株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ）の部長及び執行役員でありました。

(2) 玉越良介氏（新任）

①同氏を社外取締役候補者として選任した理由は、銀行及び銀行持株会社において社長、会長等を歴任し、総合金融グループの経営を経験しており、金融機関のトップマネジメントとしての豊富な経験と識見を取締役にによる経営監督に活用することで、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したためであります。

②同氏は、新任の取締役候補者であり、該当事項はございません。

③同氏が取締役を務めていた株式会社三菱東京UFJ銀行では、海外業務及び投資信託販売業務等における経営管理態勢・法令等遵守態勢・内部管理態勢等、及び株式会社UFJ銀行以来法人向営業拠点においてコンプライアンス管理上問題のある取引が行われていたことに関連し、金融庁から業務改善命令を受けました。

同氏が取締役を務めている株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及び取締役を務めていた株式会社三菱東京UFJ銀行では、米国におけるマネーローダリング防止対応に関して、米国監督当局より業務改善命令を受けました。

同氏が取締役を務めていた株式会社UFJ銀行では、金融庁検査を受検するに当たり、検査忌避行為を行い、罰金刑を受けました。

同氏が取締役を務めていた株式会社UFJホールディングス及び株式会社UFJ銀行では、業績予想と決算短信の乖離・中小企業向貸出に関する取組態勢について金融庁から業務改善命令を受けました。

④同氏は、現在株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役会長（代表取締役）であります。なお、同氏の過去5年間の業務執行者としての経験は、略歴に記載のとおりであります。

(3) 佐野三郎氏（新任）

①同氏を社外取締役候補者として選任した理由は、銀行において人事室長、国内外の支店長・支社長・本部長等を歴任し、銀行持株会社ではグループ横断的なリスク管理の統括を担当するなど、幅広い会社経営を経験しており、その経験を取締役会による経営監督に活用することで、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したためであります。

②同氏は、新任の取締役候補者であり、該当事項はございません。

③該当事項はございません。

④同氏は、現在株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ専務執行役員であります。なお、同氏の過去5年間の業務執行者としての経験は、略歴に記載のとおりであります。

(4) 前田孝治氏（新任）

- ①同氏を社外取締役候補者として選任した理由は、銀行における業務経験に加え、総合証券会社の取締役及び執行役員として経営企画、財務、人事、事務・システム、コンプライアンスなど経営管理に幅広く精通していることから、これらの専門的知識や業務経験を取締役会による経営監督に活用することで、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したためであります。
- ②同氏は、新任の取締役候補者であり、該当事項はございません。なお、同氏は、平成15年6月から平成17年6月まで、当社の社外取締役として2年間在任しておりました。
- ③同氏が取締役を務めている三菱UFJ証券株式会社は、平成17年7月（当時三菱証券株式会社）に行った法人関係情報に基づいて自己の計算において有価証券の売買をする行為（法令にて定められている証券会社の禁止行為）により、平成19年1月に金融庁から業務改善命令を受けております。
- ④同氏は、現在三菱UFJ証券株式会社取締役常務執行役員であります。なお、同氏の過去5年間の業務執行者としての経験は、略歴に記載のとおりであります。

(5) 磯崎哲也氏（再任）

- ①同氏を社外取締役候補者として選任した理由は、ベンチャー企業の最高財務責任者やベンチャー投資会社の代表取締役として企業の運営や成長に関わった経験及び社外取締役等の経験を持ち、公認会計士としての専門知識に加え情報技術への造詣も深く、その経験と専門的な知見を取締役会による経営監督に活用することで、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したためであります。

なお、当社社外取締役として在任期間中については、一般的な財務、会計面や内部統制強化の発言に加え、当社に対する株式公開買付け時の特別委員としての発言等を通じて、その専門性を遺憾なく発揮いただいております。

- ②同氏の社外取締役の在任期間は、本株主総会の終結の時をもって4年となります。（同氏は、当社社外取締役への就任以前は、当社社外監査役に就任しておりましたが、社外監査役として就任していた期間をあわせた通算の在任期間は5年となります。）
- ③該当事項はございません。
- ④同氏は、当社の特別関係事業者との関係はございません。

(6) 佐藤丈文氏（再任）

- ①同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、同氏を社外取締役候補者として選任した理由は、企業に関する法律実務を専門とする弁護士であり、その専門的な知見を取締役会による経営監督に活用することで、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したためであります。

なお、当社社外取締役として在任期間中については、内部統制の強化、会社法への対応、当社に対する株式公開買付け及びその他日常的な経営監督の場面において、法的側面からの発言等を通じて、その専門的な知見を遺憾なく発揮いただいております。

②同氏の社外取締役の在任期間は、本株主総会の終結の時をもって3年となります。

③該当事項はございません。

④同氏は、西村あさひ法律事務所のパートナー弁護士であり、同氏及び同法律事務所所属の弁護士は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ並びにその子会社及び関連会社（但し、当社を除く。）に対して、各種の法律業務を提供しており、それに対して相当額の報酬を過去3年間において受けており、又、今後受ける予定があります。なお、当該報酬の額は、同事務所所属の弁護士が提供する法律業務の具体的な内容等に応じて相当額の範囲内で多額となる場合があります。

5. 当社は、社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、各社外取締役と同契約を締結しております。社外取締役候補者が当社取締役として選任された場合、責任限定契約を締結する予定であります。当該責任限定契約の内容の概要は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約としており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

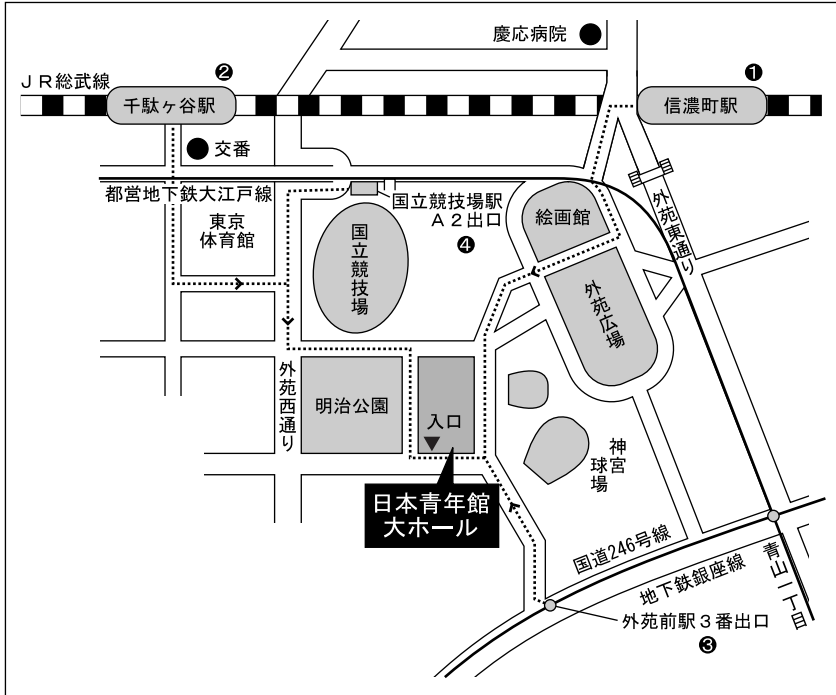
以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区霞ヶ丘町7番1号

日本青年館大ホール

(代) ☎03(3475)2455



(交通)

- ① JR中央・総武線各駅停車「信濃町」駅より徒歩9分
- ② JR中央・総武線各駅停車「千駄ヶ谷」駅より徒歩9分
- ③ 地下鉄銀座線「外苑前」駅 3番出口より徒歩7分
- ④ 都営地下鉄大江戸線「国立競技場」駅 A2出口より徒歩7分

お願い：当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。